

下田市地域防災計画

大規模事故災害対策編

令和4年3月
下田市防災会議

目 次

I 道路事故対策計画

第1章 総 則

第1節 市の現況.....	1
第2節 予想される事故と地域	1

第2章 災害予防計画

第1節 道路構造物の災害予防	2
第2節 防災体制の整備.....	2
第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備	3
第4節 防災訓練.....	3
第5節 道路トンネル事故の予防対策	3
第6節 関係機関との相互連携体制の整備	3

第3章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・伝達.....	4
第2節 応急対策.....	4
第3節 危険物等の流出・散乱に対する応急措置	5

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定	7
第2節 施設の復旧	7
第3節 安全性の確認	7
第4節 被害者等へのフォロー	7
第5節 再発防止策の検討.....	7

II 船舶事故対策計画

第1章 総 則

第1節 予想される事故と地域	8
----------------------	---

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備.....	10
第2節 事故災害予防・防止・防除対策	11
第3節 防災訓練.....	11
第4節 関係機関との相互連携体制の整備	11

第3章 災害応急対策計画	
第1節 情報の収集・伝達	12
第2節 応急対策	12
第4章 災害復旧計画	
第1節 災害復旧計画の策定	15
第2節 施設の復旧	15
第3節 安全性の確認	15
第4節 被害者等へのフォロー	15
第5節 再発防止策の検討	15
III 沿岸排出油等事故対策計画	
第1章 総 則	
第1節 流出事故の主な対策	16
第2節 重油等の種類と性質	16
第2章 災害予防計画	
第1節 防災体制の整備	20
第2節 防除資機材等の整備	21
第3節 沿岸域及び海域利用情報の収集・整理	21
第4節 海上交通の安全確保	21
第5節 人材育成	21
第6節 防災訓練	22
第7節 関係機関との相互連携体制の整備	22
第3章 災害応急対策計画	
第1節 情報の収集・伝達	23
第2節 応急対策	23
第4章 災害復旧計画	
第1節 災害復旧計画の策定	28
第2節 施設の復旧	28
第3節 安全性の確認	28
第4節 被害者等へのフォロー	28
第5節 再発防止策の検討	28
第6節 環境保全対策	28
第7節 補償対策	28
第8節 漁業経営対策	29
第9節 風評被害防止対策	29

IV 鉄道事故対策計画

第1章 総則

第1節 市の現況.....	30
第2節 予想される事故と地域.....	30

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備.....	31
第2節 鉄道交通の安全確保.....	32
第3節 応急対策用資機材等の整備.....	32
第4節 防災訓練.....	32
第5節 関係機関との相互連携体制の整備.....	32

第3章 災害応急対策計画

第1節 情報連絡体制の整備.....	33
第2節 応急対策.....	33

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定.....	36
第2節 施設の復旧.....	36
第3節 安全性の確認.....	36
第4節 被害者等へのフォロー.....	36
第5節 再発防止策の検討.....	36

道路事故対策計画

第1章 総則

市内の市道、県道、国道等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市、県及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

第1節 市の現況

市内の道路は、国道3路線(135号、136号、414号)約26.0km、県道5路線約21.1km、市道702路線約234.0kmより形成され、総延長約281.1kmとなっている。

市内で交通量の多い道路は、国道135号(外ヶ岡5)12,374台/12h、国道414号(東中6-8)9,486台/12h、国道136号(吉佐美字白坂555-2)9,094台/12hである。

また、本市域の道路にかけられている橋梁は、令和2年下田市統計資料によると203橋、1,795mとなっている。

第2節 予想される事故と地域

1 市内の交通事故件数等

令和2年中に市内で発生した人身交通事故は72件で、死者数は0人となっている。(静岡県交通年鑑 令和2年)

2 予想される道路事故の態様

市内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては以下のものが考えられる。

- (1) 自然災害等に起因するもの
 - ア 落石・土砂崩れ等の道路法面の崩壊
 - イ 河川の増水、津波等による橋梁・道路の流失
- (2) 大規模な交通事故等に起因するもの
 - ア トンネル内での車両火災
 - イ 道路上での危険物等の漏洩
 - ウ バスの転落等事故
- (3) その他
 - 沿道での大規模火災等

第2章 災害予防計画

第1節 道路構造物の災害予防

各道路管理者は、道路構造物の異常を早期に知覚するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。

また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有又は調達できる体制を整備する。

警察、消防、医療機関、県、市等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に努める。

第2節 防災体制の整備

市、県及び防災関係機関等は、平常時から次の施策を実施し、事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

1 道路管理者（国土交通省中部地方整備局、県、市）

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 安全設備等の整備
- (3) 防災体制の確立（情報連絡を含む）
- (4) 異常気象時の通行規制区間の指定
- (5) 通行規制の実施及び解除
- (6) 通行規制の実施状況に関する広報
- (7) 防災訓練の実施

2 市

防災関係機関相互の情報伝達体制の整備

3 県

防災関係機関相互の情報伝達体制の整備

4 静岡県警察（下田警察署）

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 防災体制の確立（情報連絡を含む）
- (3) 通行の禁止等の措置
- (4) 信号機等の点検

5 静岡地方気象台

- (1) 気象観測予報体制及び地震・津波、火山監視体制の整備等
- (2) 気象等の防災情報の提供等
- (3) 気象知識等の普及

6 国土交通省中部地方整備局（清水港湾事務所下田港事務所・沼津河川国道事務所）

防災関係機関相互の情報伝達体制の整備

7 消防機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備

8 医療機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備

9 建設事業者

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 応援業務に関連する情報連絡体制の整備
- (3) 応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握

第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード（化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード）の携行の普及促進等を図るものとする。

第4節 防災訓練

市、県及び防災関係機関は、市、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第5節 道路トンネル事故の予防対策

1 主要なトンネルの現状

本市にある主要道路中のトンネルは、17箇所である。（資料編「主要道路中のトンネル一覧表」参照）トンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的、物的被害をもたらすおそれがあることから、道路管理者等は事故防止のため設備及び体制の整備に努める。

2 事故防止対策

道路管理者は、トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡協調体制について改善に努めるものとする。

大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を運搬する車両に対する安全運送の確保の指導取締りの強化に努めるものとする。

道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努めるものとする。

道路管理者、警察及び消防機関等は交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的に合同の防災訓練の実施に努めるものとする。

第6節 関係機関との相互連携体制の整備

1 連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

2 防災訓練の合同実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救出活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図るものとする。

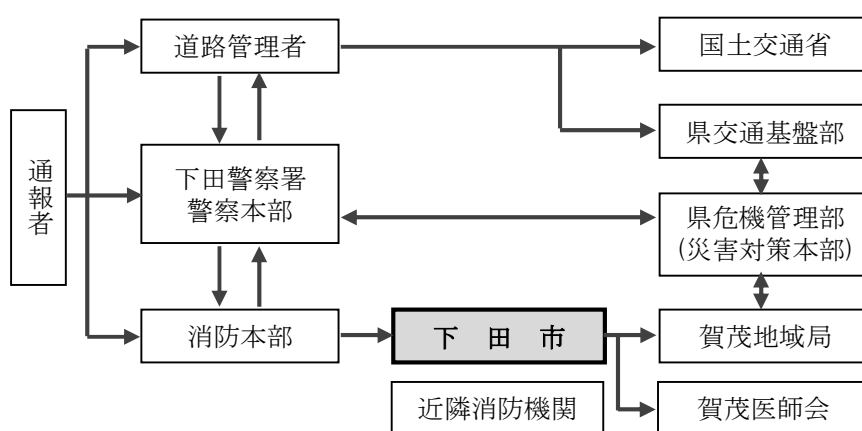
第3章 災害応急対策計画

災害が発生した場合は、事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとり、被害の拡大防止や軽減を図る。

第1節 情報の収集・伝達

道路災害発生の通報を受けた場合、市は、県及びその他防災関係機関と連携し、被災者の家族等のニーズを充分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

【情報連絡系統図】



第2節 応急対策

1 市の体制

- (1) 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理
- (2) 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整
- (3) 遺体の措置
- (4) 道路の応急復旧

2 防災関係機関

- (1) 県（災害対策本部）
 - ア 防災対策の総合調整
 - イ 情報収集、発信、広報
 - ウ 関係機関への支援要請
 - ・ 自衛隊への災害派遣要請
 - ・ 海上保安庁への支援要請
 - ・ 消防庁、他都県等への支援要請
 - ・ 医療機関等への協力要請
 - ・ 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請
 - ・ その他関係機関への応援要請
 - エ 二次災害等発生防止措置
 - オ 消防庁への報告
 - カ 広報に関する事項
- (2) 県（現地災害対策本部）
 - ア 消火活動に関する調整

- イ トリアージ及び救急医療活動に係る調整
- ウ 負傷者搬送に係る調整
- エ 負傷者の把握及び搬送先医療機関等に係る調整
- オ 被災者情報に関すること。
- カ 広報に関すること（緊急を要する事項）。
- キ 遺体措置に関する調整
- (3) 道路管理者（国土交通省中部地方整備局、県、市）
 - ア 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力
 - 主要交通路（迂回路）の確保
 - 災害時における通行の禁止又は制限
 - イ 道路施設の応急復旧活動に関すること。
 - 道路の応急復旧
 - 類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施
- (4) 静岡県警察（下田警察署）
 - ア 災害関係情報の収集及び伝達
 - イ 被害実態の早期把握
 - ウ 負傷者等の救出救助
 - エ 災害に係る交通上の措置
 - オ 避難誘導及び二次災害の防止措置
 - カ 検視及び行方不明者の捜索
 - キ 住民の安全確保と不安解消のための広報
 - ク 関係機関の行う災害復旧への協力
 - ケ その他必要な警察業務
- (5) 消防機関
 - ア 消火活動
 - イ 被災者の救出、救護
 - ウ 負傷者の医療機関への搬出
- (6) 医療機関
 - ア 救護所の開設
 - イ 負傷者に対する医療処置
 - ウ 患者搬送
- (7) 建設事業者
 - 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力

第3節 危険物等の流出・散乱に対する応急措置

1 拡散防止措置等

- (1) 流出危険物の拡散防止及び除去

警察及び消防は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカード又は運搬車両の所属事務所から流出危険物の名称、性状、毒性等の状況を把握する。

輸送業者及び消防、警察、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。
- (2) 二次災害の防止

消防機関等は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災及び健康被害、環境汚染防止等を行う。

流出危険物による飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者等は、水道水取水機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。

流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚染の可能性がある場合には、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。

必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

2 住民の安全確保

危険物等が流出・散乱した場合は、有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、市は付近の住民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置を行う。また、付近の住民などを避難させる際には、安全な地域に避難場所を開設する。

災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容（「中毒危険」、「退去命令」、「火気の使用禁止」等）の情報を広報する。

危険物の処理が終了し、安全が確認された場合、速やかに警戒区域を解除するとともに、その旨広報する。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する課や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

応急対策がおおむね完了したときは、関係課及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報紙やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く住民に周知を図る。

第4節 被害者等へのフォロー

1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県と協力して相談窓口を設置すると共に、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第5節 再発防止策の検討

1 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供及び共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

2 マニュアル等の見直し

本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

Ⅱ 船舶事故対策計画

第1章 総則

市の周辺海域において、船舶等の衝突、転覆、火災、浸水等の事故により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合に迅速かつ適切に救助するため、市、県及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

ただし、油等の流出事故については「Ⅲ 沿岸排出油等事故対策計画」の定めるところとする。

第1節 予想される事故と地域

海難とは、海上における船舶又は航空機の遭難その他海上において人命又は財産に被害が生じ、又は生じるおそれのある事態であって、保護を必要とするものであり、主な形態は以下のとおりである。

海難は、個々の形態が異なり、様々な複合的要素を持つため、衝突・浸水・火災・乗揚げによる船体断裂等による燃料油や貨物油の排出など複合的な事故となることがある。

1 衝突

船舶が他の船舶又は物件（岸壁、防波堤、棧橋等）に接触したことをいう。

2 乗揚

船舶が、陸岸、岩礁、浅瀬、捨石、沈船等水面下にあつて大地に直接又は間接的に固定しているものに乗揚げ、乗切り又は底触して船舶の航行に支障が生じたことをいう。

3 転覆

船舶が、外力、過載、荷崩れ、浸水、転舵等のため、ほぼ90度以上傾斜して復原しないことをいう。

4 浸水

船外から海水等が浸入し、船舶の航行に支障が生じたものをいう。

5 推進器障害

推進器及び推進軸が、脱落、若しくは破損し、又は漁網、ロープ等を巻いたため、船舶の航行に支障が生じたことをいう。

6 舵障害

舵取機及びその付属装置の故障、舵の脱落又は破損により、船舶の航行に支障が生じたことをいう。

7 火災・爆発

船舶又は積荷に火災が発生したことをいう。燃料その他の爆発性を有するものが引火、化学反応等によって爆発したことをいう。

8 機関故障

主機関等推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。

9 安全阻害

転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天難航をいう。

本市の沖合海上は、県内の港に出入りする船舶や東西に往来する船舶が多いので、衝突、座礁による遭難、火災等の災害が予想される。

(参考)

<海上災害に関する基本的な考え方>

海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

さらに、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。

また、海難について人命救助を必要とする場合、第三管区海上保安本部が船長の救助活動の援助を行う。

特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市町村長が救護活動を行う。

海難による人身事故における市等の対応(任務等)と責務等の内容

主体	根拠法令	責務等の内容
市 町 村 長	水難救護法第1条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市町村長の責務
県 警 察 本 部	水難救護法第4条	救護の事務に関し市町長を補助
当該船舶の船長	【国内法】 船員法第12～14条	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 ・他の船舶又は航空機の遭難を知ったときの人命の救助
海 上 保 安 庁	海上保安庁法第2条	海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務

※ 海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たったものが災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

市、県及び防災関係機関等は、平常時から次の施策を実施し、事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

1 市

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

2 県

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 海上交通の安全確保のための措置
漁船の操業安全指導海域内における指導、災害予防通信及び港内パトロール等を実施し、海上交通の安全確保に努める。
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 関係機関との相互連携体制の整備

3 静岡県警察（下田警察署）

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

4 第三管区海上保安本部

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 救難資機材等の整備及び備蓄
- (3) 海上交通の安全確保のための措置
管轄海域及び本市の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。
海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。
- (4) 防災訓練への参加
- (5) 関係機関との相互連携体制の整備

5 沿岸消防機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

6 海上運送事業者等

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 海上交通の安全確保のための措置

- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備
- (5) 海上運送法第10条の3の規定に基づく「安全管理規程」の記載

7 医療機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

8 静岡地区・伊豆地区水難救済会

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 各救難所の施設整備及び救助用資材の備蓄
関係機関と連携し、海難救助訓練を実施するとともに、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努める。
- (3) 海難救助訓練の実施

9 中部運輸局

船舶の安全性確保のため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を実施

第2節 事故災害予防・防止・防除対策

1 海難防止指導

下田海上保安部は、海難事故防止講習会の開催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努める。

2 異常気象時における避難体制の確立

第三管区海上保安本部は、気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときには、船舶に情報提供して事故防止に努める。

第3節 防災訓練

市及び関係機関は、海上事故への対応及び防災関係機関との連携の習熟を図るため、訓練の推進に努める。

第4節 関係機関との相互連携体制の整備

海上事故災害等の場合における消火活動等を効果的に行うため、海上保安機関と消防機関は、おおむね次の事項の調整をしておく。

- ・資機材の保有状況等の資料の交換
- ・消火活動要領及び連絡周知系統の作成
- ・必要資機材の整備の促進

法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、相互に交換する。

第三管区海上保安本部は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、医療機関との連絡・連携対策の整備を図る。

第三管区海上保安本部等は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係わる情報など市との連絡・連携体制を強化しておく。

第3章 災害応急対策計画

海上災害が発生した場合は、県、市、防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の拡大防止や軽減を図る。

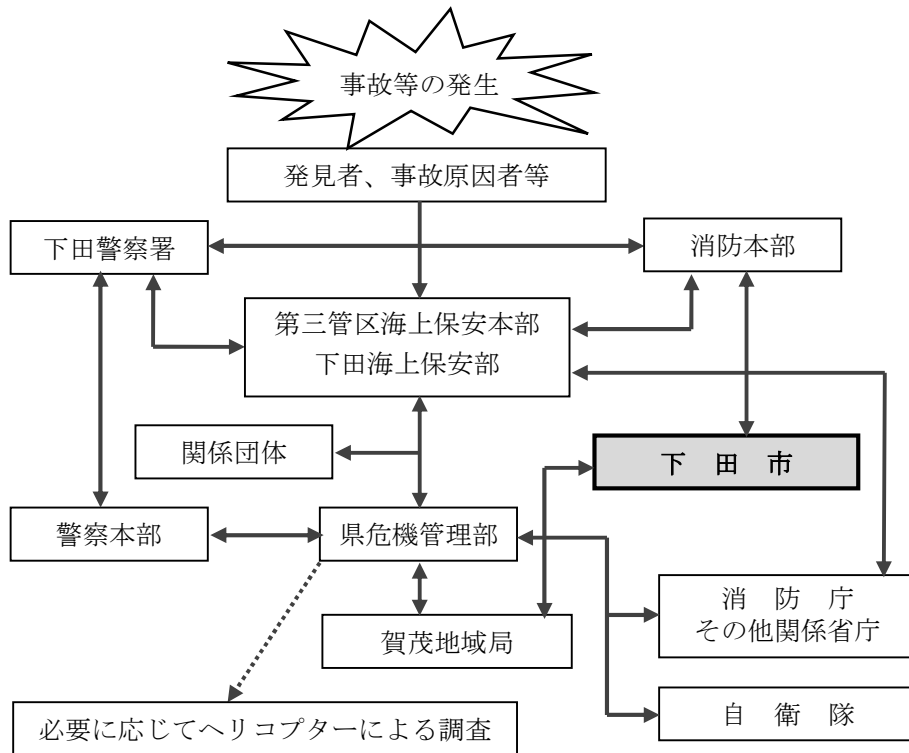
第1節 情報の収集・伝達

海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を市関係課及び防災関係機関と共有する。また、発生した事故の態様によっては、適宜、連絡先等を追加、変更するものとする。（下図参照）

なお、広報の必要がある場合には、県と協力し広報活動を行う。

【連絡系統図】

参照：下田港沖で旅客船内で火災事故発生時の例



第2節 応急対策

1 応急対策の流れ

海難による人身事故の場合（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定）

事項	船長等	国	県	市
海難の発生	最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部による被害規模等の情報収集 海上保安本部から県等への情報連絡 	災害対策本部及び方面本部設置	災害対策本部の設置

事項	船長等	国	県	市
捜索活動		海上保安本部のヘリ等による捜索活動	海上保安本部等と連携をとった県のヘリ等による捜索活動	沿岸海域を中心とする沿捜索活動
救助・救急活動	救助・救急活動	海上保安本部による、県及び市と連携した救助・救急活動	海上保安本部等と連携した救助・救急のための県のヘリ等の出動	沿岸海域を中心とする救助・救急活動
医療活動		海上保安本部から市への医療活動要請	沿岸の市からの要請による医療機関への救護班の派遣要請	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の確保を行い、救護班を編成し、負傷者等の医療・救護措置を実施 ・必要に応じて、県に対して、県医師会、日本赤十字社県支部等の派遣を要請 ・要請に基づく医療機関の医療・救護活動
消火活動 (必要な場合に応じて)		<ul style="list-style-type: none"> ・海上保安本部による市の消防機関と連携した消火活動 ・消防庁による緊急消防援助隊の派遣 	消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動 ・必要に応じ、消防相互応援協定締結消防機関へ応援依頼 ・必要に応じて、県に対して県外の消防機関の派遣を要請
緊急輸送活動		<ul style="list-style-type: none"> ・海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止 ・中部運輸局静岡運輸支局、県旅客船協会は、県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又はあっせん 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、市とともに、必要に応じて、航空機の到着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配 	被害の状況に応じて、車両等の確保・配置(困難な場合には県に対して調達のあっせん依頼)

2 市の体制

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立
- (3) 県又は防災関係機関への協力・応援要請
- (4) 救助・救出活動
- (5) 医療救護活動
 - ア 傷病者が多数発生した場合は、救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。
- (6) 避難所の開設、避難誘導
- (7) 住民に対する広報

3 防災関係機関

- (1) 県（災害対策本部）
 - ア 防災対策の総合調整
 - イ 情報収集、発信
 - ウ 防災関係機関への支援要請
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・消防庁、他都道府県等への支援要請
 - ・医療機関等への協力要請
 - ・その他関係機関への応援要請
 - エ 防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査
 - オ 二次災害等発生防止措置

- カ 消防庁への報告
- キ 広報に関する事項
- (2) 静岡県警察（下田警察署）
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 捜索活動
 - ウ 救助・救出活動
 - エ 交通規制の実施
- (3) 第三管区海上保安本部
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 海上における治安維持
 - ウ 海上における船舶交通の安全確保
 - エ 海難の際の人命救助及び船舶の救助
 - オ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動
- (4) 沿岸消防機関
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 消火活動
 - ウ 救出・救助活動
 - エ 流出危険物に関する対応
- (5) 海上運送事業者等
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置
 - ウ 海保や市に対する必要な支援の要請
 - エ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動
 - オ 二次災害の防止活動
 - カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告
 - キ 被災乗員家族等への情報提供(乗員に被害が出た場合)
 - ク 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配
 - ケ 代行輸送者、牽引船等の手配
 - コ 乗員の避難誘導
 - サ 乗員に対する広報
- (6) 医療機関
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 医療救護活動
- (7) 静岡地区・伊豆地区水難救済会
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 遭難者の救助
- (8) 各港湾・漁港管理者
 - ア 関係先への事故情報の伝達
 - イ 岸壁等港湾施設の使用制限
 - ウ 海上保安部長等からの要請に基づく港湾利用に関する措置

<特記事項>

- (1) 捜索・消火活動
 - 海上保安部及び関係機関が捜索・消火活動を実施する。
- (2) 救助・救急活動
 - 県は、遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、市に連絡する。海上保安本部、警察、市は海岸等現場において必要な活動を実施する。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する課や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

応急対策がおおむね完了したときは、関係課及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報紙やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く住民に周知を図る。

第4節 被害者等へのフォロー

1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県と協力して相談窓口を設置すると共に、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第5節 再発防止策の検討

1 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討等を行う。

また、関係機関に対し事後評価内容の情報提供及び共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

2 マニュアル等の見直し

本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

Ⅲ 沿岸排出油等事故対策計画

第1章 総則

市の海域において、大量の油等が排出された場合の拡散防止と回収を実施し、沿岸の住民の安全を図るとともに、環境汚染を最小限に防ぐための市、県及び防災関係機関の措置を定める。

第1節 流出事故の主な対策

沿岸排出油等事故における主な対策は次のとおりである。

- ・ 海上における事故現場での応急防除措置
- ・ 油等が流出した場合の海上での拡散防止及び回収
- ・ 流出した油等が陸地に漂着した場合の防除対策
- ・ 回収した油等の保管、運搬、処理に関する業務

第2節 重油等の種類と性質

1 A重油

流出源から数百m～数km漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希積分散する。

対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。

オイルフェンスの活用による油の包囲又は誘導により回収を行う。

沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。

油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議の上、漁業関係者の同意を得た上で使用する。

2 C重油

大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。

C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。

沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。

対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。

C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。

3 原油

流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。

非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。

原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。

対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発又は乳化（ムース化）した時は、C重油と同じである。

4 ガソリン

ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。

また、早期に拡散・蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。

対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。

やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進又は消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。

5 軽油

軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。

対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。

やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進又は油吸着マット等により回収を行う。

6 灯油

灯油が海上に流出すると、早期に拡散する。

対応としては、風上側から放水による拡散促進又は油吸着マット等により回収を行う。

7 潤滑油

潤滑油が海上に流出すると、早期に拡散する。

対応としては、風上側から放水による拡散促進又は油吸着マット等により回収を行う。

8 ケミカル類

油以外の液体物質のうち、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第3条第3号で規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。

多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、さらに複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。

対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。

9 液化ガス

液化天然ガス又はLNG（Liquefied Natural Gas）とは、メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものをいう。

また、液化石油ガス又はLPG（Liquefied Petroleum Gas）とは、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。

LNGについては、海上に流出後、直ちに気化し、大気中に拡散する。気化する際に形成される白い蒸気雲により危険範囲を把握し、着火源を近づけないことが肝要である。

LPGについては、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱い上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。

(参考)

<油等排出事故災害に関する基本的な考え方>

海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】

(1) 総括的な規定

主体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第2条 (総括的な規定)	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

(2) 具体的な排出物ごとの規定

海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。

排出物の定義については、海防法第3条に規定されている。

ア 大量の油等が排出された場合

主体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法第39条第1項	排出された油等の広がり及び引き続き油等の排出の防止並びに排出された油等の除去のための応急措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第39条第3項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。
定 義	海防法施行規則第29条：特定油……蒸発しにくい油（原油等）	
濃度及び量の基準	海防法施行規則第30条：特定油分の濃度が、特定油1万cm ³ 当たり10cm ³ 以上特定油の量が、100リットル以上の特定油分を含む量	

イ 廃棄物等が排出された場合

主体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁長官	海防法第40条	廃棄物その他の物（油及び有害液体物質を除く。）の排出により、又は船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

※ ア及びイの場合における海上保安庁長官による措置（海防法第41条第1項）

措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。

ウ 危険物が排出された場合

主体	根拠法令	責務等の内容
<ul style="list-style-type: none"> 船舶の船長又は管理施設の管理者 排出の原因となる行為をしたもの 	海防法第42条の2第3項	直ちに、引き続き危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第42条の5第1項	当該排出された危険物による海上火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

○漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】

主体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成9年1月23日）により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

○重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3項 第42条の15第1項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることがを命じ、又は措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又は措置を講ずべきことを命ずるとまがないと認めるときは、指定海上防災機関に排出油等の防除措置を指示することができる。
指定海上防災機関	海防法第42条の14第1号～第2号	海上保安庁長官の指示を受けて排出油等の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて、排出油等の防除、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置を実施すること。
国土交通省 港湾局地方整備局	国土交通省設置法第4条第15号、第103号 第31条第2号	<ul style="list-style-type: none"> 海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
地方公共団体	災害対策基本法第50条第1項第6号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
港湾管理者	港湾法第12条第2号、第6号 第34条	<ul style="list-style-type: none"> 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。） 消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	漁港漁場整備法第4条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

市、県及び防災関係機関等は、平常時から次の施策を実施し、排出油等事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

1 市

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備段階的対応
- (5) 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携
- (6) 協力要請に基づく防除活動の実施及び支援
- (7) ボランティア等に対する支援

2 県

- (1) 情報収集体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備
- (5) 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携
- (6) 協力要請に基づく防除活動の実施及び支援
- (7) ボランティア等に対する支援

3 静岡県警察（下田警察署）

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

4 第三管区海上保安本部

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
・油流出事故発生時に必要な資機材を整備するとともに、緊急時の調達方法を定めておくものとする。
- (3) 海上交通の安全確保のための措置
・管轄海域及び本市の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努めるものとする。
・海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。
- (4) 防災訓練への参加
- (5) 関係機関との相互連携体制の整備

5 沿岸消防機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
・海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等
- (3) 防災訓練への参加

- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

6 静岡県沿岸排出油等防除協議会

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 排出油等の防除に関する計画の策定
- (3) 排出油等の防除に必要な施設、資機材の整備の推進
- (4) 排出油等の防除に関する研修及び訓練
- (5) 排出油等の防除活動の実施の推進
- (6) 関係機関との相互連携体制の整備

第2節 防除資機材等の整備

1 市

- (1) 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法等を定めておく。
- (2) 港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時に防災関係機関等に貸出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。

2 県

- (1) 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法等を定めておく。
- (2) 港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時、防災関係機関等に貸出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。

3 下田海上保安部

海上運送事業者等に対してオイルフェンス、薬剤その他必要な防除資機材の備付けを指導する。

4 静岡県沿岸排出油等防除協議会

会員の防除資機材について、保有状況を常時把握し、その整備促進に努める。

第3節 沿岸域及び海域利用情報の収集・整理

排出油等の事故災害で大きな被害を受ける沿岸域において、その地域の特性に応じた防除措置を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ、沿岸域の利用状況等を把握しておくことが重要であることから、市は沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集整理しておくものとする。

なお、優先的に保護すべき施設等の優先順位について、あらかじめ検討しておくものとする。

第4節 海上交通の安全確保

海上保安部及び港湾関係者は、管轄海域及び本市の港湾内において、船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努めるものとする。

第5節 人材育成

排出油等の防除活動を的確に行うために、排出油等の性状、資機材の操作等に関する知識、ノウハウが必要であることから、関係団体等が実施する研修会等を活用し、人材の育成に努めるものとする。

第6節 防災訓練

関係団体は、海上保安本部等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加することとし、防災訓練を通じた相互の連携強化に努めるものとする。

市は、防災関係機関と協力し、過去の災害状況、予想される油等の流出事故の規模、災害の程度等を想定するなどして、実践的な訓練の実施に努めるものとする。

第7節 関係機関との相互連携体制の整備

関係機関は、排出油等の防除に関して専門的な知識、ノウハウを有する団体等との間で災害発生の支援内容や方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化に努めるものとする。

また、防災関係機関等が実施する防除活動への支援のほか、防除資機材の調達や輸送を行う団体等の活動内容等をあらかじめ把握し、協力依頼等を行うものとする。

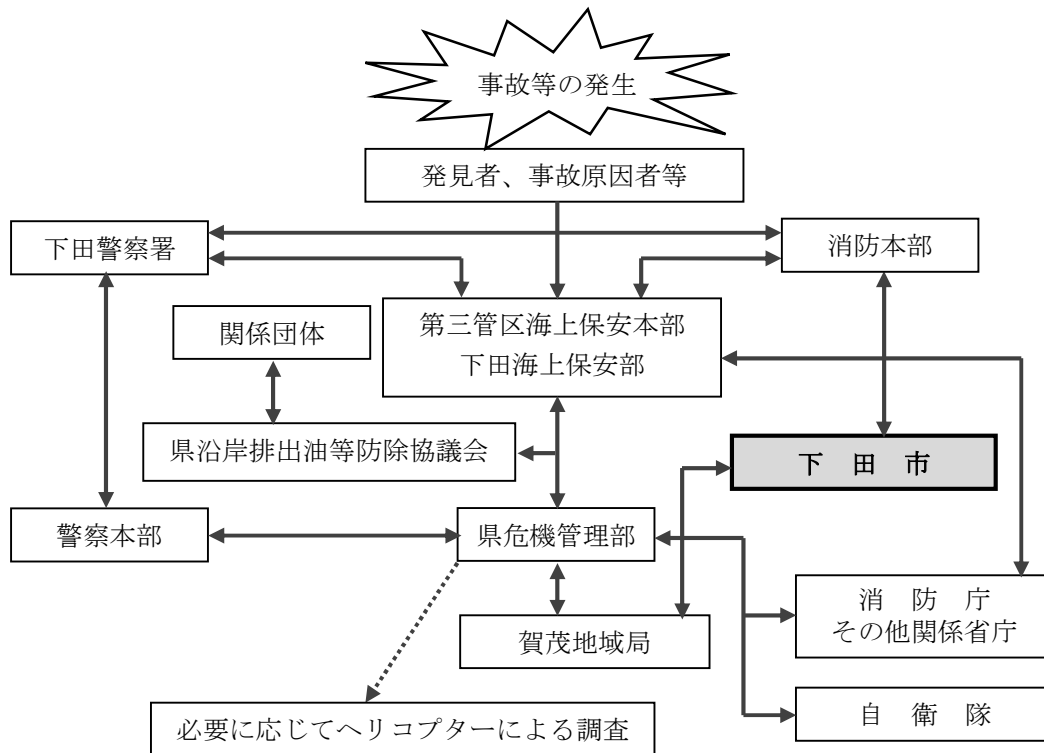
第3章 災害応急対策計画

海上災害が発生した場合は、市、県、防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の拡大防止や軽減を図る。

第1節 情報の収集・伝達

海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を市、県の関係部局、防災関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、市は広報活動を行う。

【連絡系統図】



第2節 応急対策

1 応急対策の流れ

事項	船長等	国	県	市
大規模な重油等の流出事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> 防除措置の実施 最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報 	<ul style="list-style-type: none"> 海上保安本部から県等に情報連絡 海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導 防除資機材の調達 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 突発的応急体制の準備 防除関係者への情報提供 	防除関係者は出動待機
発災海域における防除措置		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、指定海上防災機関に指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請		海上保安本部等からの要請に基づく防除措置の実施

事項	船長等	国	県	市
(陸岸に漂着する可能性がある)		巡視船艇、航空機等による監視	<ul style="list-style-type: none"> ・突発的応急体制の確保 ・防除資機材の調達 	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒本部設置 ・防除資機材の調達
(陸岸に漂着可能性大)			<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部及び方面本部設置 ・陸岸のパトロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置 ・陸岸のパトロール
沿岸海域における防除対策		海上保安本部の沿岸海域における防除作業	海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応	静岡県沿岸排出油等防除協議会会員等による沿岸海域での防除作業の協力
陸岸における回収作業		<ul style="list-style-type: none"> ・海上保安本部は、県等からの要請に基づき、陸岸での防除作業の指導及び協力を実施 ・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収方針策定・市の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣調整 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収作業計画の策定 ・回収作業 ・ボランティアの受入窓口の設置
回収後の処理	(産業廃棄物の場合)船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		(産業廃棄物の場合)収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導	

2 市の体制

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 関係機関への事故情報の伝達
- (3) 災害対策本部の設置（必要に応じて）
- (4) 沿岸等における排出油等の状況調査
- (5) 管理施設の自衛措置
- (6) 原因者等が沿岸において実施する防除活動に対する指導等
- (7) 沿岸住民に対する油等に関する情報提供及び災害対策基本法第60条第1項に基づく避難の指示等
- (8) ボランティアの受入れ
- (9) 協定等に基づく近隣市町への援助要請
- (10) 海上保安部等からの要請に基づく防除措置
- (11) 医療救護活動（負傷者があった場合）
- (12) 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画
- (13) 広報に関する事項

3 防災関係機関

- (1) 県（災害対策本部）
 - ア 防災対策の総合調整
 - イ 情報収集、発信
 - ウ 防災関係機関への支援要請
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・消防庁、他都道府県等への支援要請
 - ・医療機関等への協力要請（負傷者があった場合）

- ・その他関係機関への応援要請
- エ 防災ヘリコプターによる調査及び陸岸パトロール
- オ 二次災害等発生防止措置
 - ・回収方針策定
 - ・沿岸市町の回収作業計画の調整
- カ 災害救援専門ボランティアの派遣調整
- キ 廃棄物処理に関する調整
- ク 消防庁への報告
- ケ 広報に関する事項
- (2) 静岡県警察（下田警察署）
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 警察用航空機、警察用船舶及び陸上からの目視等による事故及び被害情報の収集
 - ウ 事故及び被害状況の関係機関への連絡
 - エ 被災区域周辺の警戒及び交通規制等の実施
 - オ 住民の避難誘導及び立入禁止区域の設定
 - カ 防災関係機関の防除活動への支援
- (3) 下田海上保安部
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 事故関連情報の収集・整理及び会員等関係先への通報
 - ウ 巡視船艇等の現場への派遣
 - エ 付近航行船舶等に対する措置
 - オ 原因者等が実施する油等の防除活動及び事故船舶の船体措置に対する指導等
 - カ 防除協力者等に対する指導等
 - キ 海防法の規定に基づく権限等の発動
 - ク 事故情報及び防除作業に関する広報等
 - ケ 医療救護活動（負傷者があった場合）
 - コ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動
- (4) 静岡地方气象台
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び気象情報等の提供
- (5) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 下田海上保安部及び中部地方整備局への事故情報の伝達
 - ウ 関係業界等との協定に基づく資材の斡旋等
 - エ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
 - オ 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置
- (6) 消防機関
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 関係先への事故情報の伝達
 - ウ 沿岸等における排出油等の状況調査
 - エ 管理施設の自衛措置
 - オ 沿岸住民に対する、排出油等に関する情報提供
 - カ 火災警戒区域の設定等「消防法」第23条の2に定める措置
 - キ 救急活動(負傷者がいる場合)
 - ク 協定に基づく近隣消防機関への援助要請
- (7) 医療機関
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 医療救護活動（負傷者がいる場合）
- (8) 静岡県沿岸排出油等防除協議会
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 沿岸等における排出油等の情報収集

- ウ 流出油の防除活動の調整
- エ 総合調整本部の設置・運営
- (9) 船舶運航者
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置
 - ウ 海上保安部や防除関係機関に対する必要な支援の要請
 - エ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動
 - オ 二次災害の防止活動
 - カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海上保安部、消防や警察への報告
 - キ 被災乗員家族等への情報提供（乗員に被害が出た場合）
 - ク 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配
 - ケ 代行輸送者、牽引船等の手配
 - コ 乗員の避難誘導
- (10) 関係団体
 - ア 関係先への事故情報の伝達
 - イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供
 - ウ 漁業施設等に関する自衛措置
 - エ 原因者との契約に基づく防除活動
 - オ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への参画及び情報提供
- (11) 各港湾・漁港管理者
 - ア 関係先への事故情報の伝達
 - イ 港湾、漁港区域内等における排出油等の状況調査
 - ウ 港湾・漁港区域の自衛措置
 - エ 原因者等が港湾・漁港区域内において実施する防除活動に対する指導等
 - オ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供
 - カ 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置
 - キ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への参画及び情報提供

<特記事項>

(1) 情報の収集・伝達

油等流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがある時は、市は海岸線のパトロールを実施し、その状況を海上保安部、県及び関係機関に報告する。

事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、市のホームページに掲載するとともに、県と協力し広報活動を行う。

漁協は、海上の流出油の漂流状況や今後の漂流予測情報を定期的に入手し、漁業関係者等に伝達する。

漁協は、自発的に又は市の要請に応じて、漁船による海域のパトロールを実施し、収集した情報を漁業関係者及び市に伝達する。

(2) 流出油の防除措置

市及び県は、漂着油により海岸等が汚染される場合は、原因者の要請により除去作業を実施する。また、必要に応じて回収油の保管場所を確保する。

県漁連は、事故原因者あるいは県等の要請に基づき、関係漁協に対して流出油の防除活動の実施を指示するものとする。

県漁連は、関係漁協の防除活動に動員可能な漁船の規模別隻数及び人員数を把握し、作業日程、作業海域の分担等作業計画を策定するものとする。

各漁協は、防除作業に必要な用具類を原則として各漁協自体で調達する。

関係漁協が海上で回収した流出油は、漁協が仮置き場に陸揚げし、事故原因者が一時保管場所に運搬するものとする。

各漁協は、必要に応じて漁業関係施設の防除、漁場等の漂着油の除去及び地元海域での海上防除作業を実施する。

県及び県漁連は、必要に応じて県沖合いで操業する大型の県外漁船に対して、漂流油防除活動に協力を要請するものとする。

(3) 警戒区域の設定、現場警戒及び避難

市は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物質の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難指示を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。

(4) 救助・救急活動

市は、現場において救助活動を実施し、傷病者等を医療機関に搬送する。

遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察に連絡する。海上保安本部、警察、市は海岸等現場において必要な活動を実施する。

(5) 医療救護等

傷病者が多数発生した場合は、市は必要に応じて救護所を設置し、対応にあたる。

(6) 漁業対策

漁場及び漁業関係施設の防除は、以下の方針に基づき実施する。

ア 磯根漁場

可能な限り洋上で防除することとし、万一漂着した場合は、漂着油が認められない程度までの除去作業に努める。

イ 定置網、養殖施設等

流出油の接近が確認された場合、安全海域への移動、安全水深への沈降、漁具等の一時的な撤去及びオイルフェンスによる囲い込み等により被害の回避に努める。

ウ 漁港施設

漁港施設のうち、物揚げ場、荷さばき場等は、流出油による汚染を防止し、常に清潔を保つように努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する課や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

応急対策がおおむね完了したときは、関係課及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報紙やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く住民に周知を図る。

第4節 被害者等へのフォロー

1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県と協力して相談窓口を設置すると共に、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第5節 再発防止策の検討

1 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討等を行う。

また、関係機関に対し事後評価内容の情報提供及び共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

2 マニュアル等の見直し

本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

第6節 環境保全対策

市は水域等の環境調査を実施し、関係機関に報告する。悪臭の発生等により健康被害のおそれのある場合は、健康相談に対応する。

海鳥、海生動物等に被害が発生した場合は、関係機関とともに保護に努める。

第7節 補償対策

「船舶油濁損害補償法」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、直接的な被害、回収作業に要した費用等を船舶所有者に対し請求する。

第8節 漁業経営対策

県漁連は、防除活動を実施又は準備した漁協に対して、事故原因者への補償請求時に必要となる書類等の保存や詳細な作業記録の記載等について指導するものとしている。

第9節 風評被害防止対策

県、県漁連及び漁協は、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図るものとしている。

IV 鉄道事故対策計画

第1章 総則

市内の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故又は火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市、県及び防災機関がとるべき行動を定める。

第1節 市の現況

市内には、伊豆急行線の伊豆急下田駅、蓮台寺駅、稲梓駅の3駅が設置されており、都市計画区域内には伊豆急下田駅と蓮台寺駅の2駅が立地している。

令和2年における伊豆急下田駅の乗降人員（定期利用分を除く。）は、総数が627千人、乗車人員が279千人、降車人員が348千人（令和2年新南伊豆のすがた）となっている。

第2節 予想される事故と地域

1 事故の形態及び内容（国土交通省鉄道事故等報告規則）

事故の形態	内 容
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故
列車脱線事故	列車が脱線した事故
列車火災事故	列車に火災が生じた事故
踏切障害事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
鉄道人身障害事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記5種類の事故に伴うものを除く。）
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（上記6種類の事故に伴うものを除く。）

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

市、県及び防災関係機関等は、平常時から次の施策を実施し、事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

1 市

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

2 県

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 災害発生の防止又は拡大防止のための措置関係機関との相互連携体制の整備
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 関係機関との相互連携体制の整備

3 静岡県警察（下田警察署）

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

4 中部運輸局

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 鉄道事業者に対する安全指導
管内で鉄道事業を営むものに対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度立入検査
- (3) 救助・救出に係る資機材等の整備及び備蓄
- (4) 防災訓練への参加
- (5) 関係機関との相互連携体制の整備

5 消防機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

6 鉄道事業者

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 鉄道施設の安全対策の推進、防災体制の整備、職員に対する教育・訓練の実施
- (3) 乗務員に対する適性検査の定期的実施
- (4) 車両や施設に関する安全確保の実施
土砂災害等から鉄道の保全を図るため、トンネル、落石覆その他の線路防護施設の整備・点検、軌道・踏切等の定期的検査
列車集中制御装置（CTC）、自動列車停止装置（ATS）の高機能化、線路防護施設の整備促進等、安全性の向上につながる施設の整備

- (5) 安全管理規定、防災業務計画、防災業務実施計画、事故・災害等応急処理手続きに関するマニュアル等防災計画の作成
- (6) 応急対策用資機材の整備
- (7) 防災訓練への参加
- (8) 関係機関との相互連携体制の整備

7 医療機関

- (1) 情報連絡体制の整備
- (2) 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄
- (3) 防災訓練への参加
- (4) 関係機関との相互連携体制の整備

8 関係団体

- (1) 情報連絡体制の整備

第2節 鉄道交通の安全確保

鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、一般公衆に対する啓発を行う。

(1) 踏切事故対策

鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法について、自動車運転者への普及に努める。

(2) 鉄道妨害の防止

鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行うものとする。

(3) 鉄道交通の障害となりうる植物等の除去

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

第3節 応急対策用資機材等の整備

鉄道事業者は、各社の保安規程に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておくものとする。

第4節 防災訓練

鉄道事業者は、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的実施し、習熟に努める。また、消防、警察、市、県、その他関係機関と合同で、列車の脱線・転覆等、大規模な鉄道事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討するものとする。

第5節 関係機関との相互連携体制の整備

鉄道事業者は、事故災害発生時の消防、警察、市、県その他の関係機関との連携についてあらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

災害が発生した場合は、事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとり、被害の拡大防止や軽減を図る。

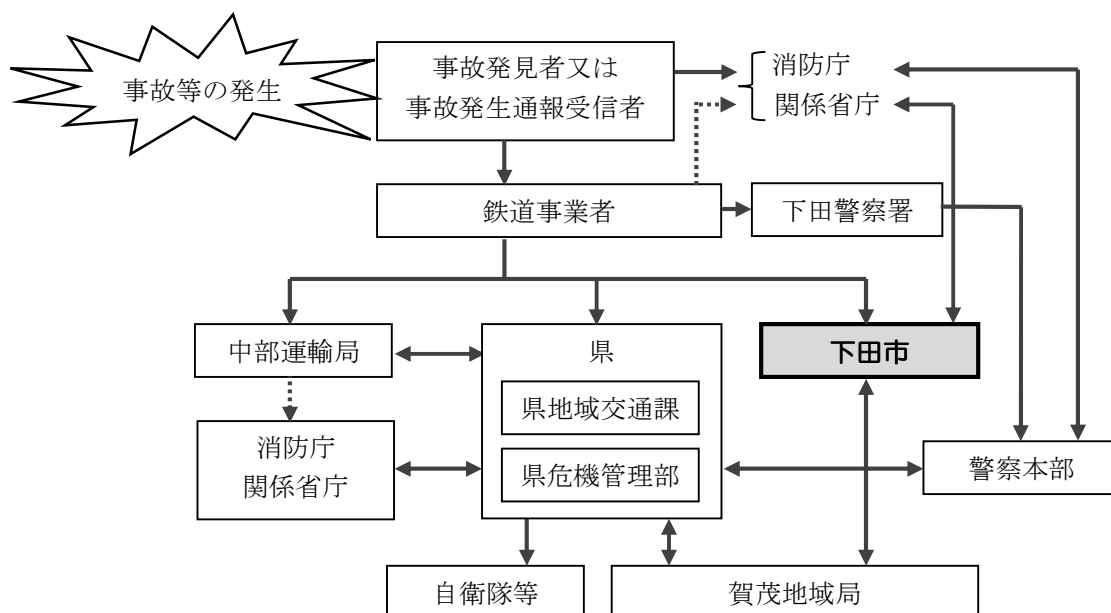
第1節 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに次の経路により関係機関に通報するものとする。

このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

また、市は、通報を受けたとき、関係課に内容を連絡し直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

【情報連絡系統図】



第2節 応急対策

1 市の体制

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立
- (3) 県又は防災関係機関への協力・応援要請
- (4) 医療救護活動の支援
- (5) 避難誘導、避難所の開設
- (6) 遺体安置所の設置
- (7) 住民に対する広報

2 関係機関等

- (1) 県（災害対策本部）
 - ア 防災対策の総合調整
 - イ 情報収集、発信
 - ウ 防災関係機関への支援要請
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・消防庁、他都道府県等への支援要請
 - ・医療機関等への協力要請
 - ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請
 - ・その他関係機関への応援要請
 - エ 防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査
 - オ 二次災害等発生防止措置
 - カ 消防庁への報告
 - キ 広報に関する事項
- (2) 静岡県警察（下田警察署）
 - ア 災害関係情報の収集及び伝達
 - イ 被害実態の早期把握
 - ウ 負傷者等の救出救助
 - エ 災害に係る交通上の措置
 - オ 避難誘導及び二次災害の防止措置
 - カ 検視及び行方不明者の捜索
 - キ 住民の安全確保と不安解消のための広報
 - ク 関係機関の行う災害復旧への協力
 - ケ その他必要な警察業務
- (3) 中部運輸局
 - ア 情報の収集・伝達
- (4) 消防機関
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 消火活動
 - ウ 捜索活動
 - エ 救出・救助・救急活動
 - オ 医療救護活動
 - カ 負傷者の搬送
- (5) 鉄道事業者
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置
 - ウ 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配
 - エ 市や県に対する必要な支援の要請
 - オ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動
 - カ 後続列車の衝突等の二次災害の防止活動
 - キ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告
 - ク 被災者の家族等への情報提供
 - ケ 被災者及び被災家族に対する必要な手配
 - コ 代行輸送等の手配
 - サ 避難誘導
 - シ 乗客等に対する広報
- (6) 日本赤十字社静岡県支部
 - ア 医療及び遺体措置に関すること
 - イ 血液製剤の確保及び供給のための措置

<特記事項>

(1) 情報の収集・伝達

災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係課、県その他関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、市のホームページに掲載するとともに、県と協力し広報活動を行う。

(2) 広報活動

鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期的又は随時の記者会見等により、報道機関に提供するものとする。

(3) 消防活動

市は、火災が発生している場合は、迅速な消火、二次災害の防止等の活動を実施する。

(4) 救助・救急活動

現場において市は救助活動を実施し、救助した傷病者等を医療機関に搬送する。

(5) 医療救護等

傷病者が多数発生した場合は、市は救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

(6) 避難

市は、乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に避難場所を開設する。避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を避難者に提供する。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する課や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

応急対策がおおむね完了したときは、関係課及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報紙やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く住民に周知を図る。

第4節 被害者等へのフォロー

1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第5節 再発防止策の検討

1 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討等を行う。

また、関係機関に対し事後評価内容の情報提供及び共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

2 マニュアル等の見直し

本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。